

令和7年 第9回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年10月3日（金）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

2番：佐藤優子 3番：仲摩茂敏 4番：平 祥尚 5番：佐々木洋子
6番：小田稻次郎 7番：衛藤眞弓 8番：佐藤暁史 9番：飯田祥治朗

推進委員

10番：多田貫緑 11番：森 眞一 12番：野田政春 13番：手島政弘
14番：佐藤頼久 15番：帆足政門 18番：時松美智雄 20番：佐藤 勉
21番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：8名 （農地利用最適化推進委員）：9名
欠席委員 （農業委員）：1名 （農地利用最適化推進委員）：3名

<会長あいさつ>

事務局長

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので只今から令和7年第9回の九重町農業委員会の総会を開催したいと思います。

本日、今のところですね農業委員さん、7名出席、1名矢方さんは欠席の連絡いただいております。あと4番平委員につきましては、ちょっと連絡がついておりませんのですいません。今のところ欠席扱いとさせていただきます。7名出席でございます。

農地利用最適化推進委員さんにつきましては16番熊谷委員、17番

徳永委員、19番梅木委員が欠席というふうになっております。
農業委員定数9名に対しまして、農業委員の出席委員は7名です。
九重町農業委員会会議規則第七条の規定により、過半数を満たしているため成立することを報告いたします。
それではこれからの進行を九重町農業委員会総会会議規則第五条の規定により会長が総会の進行を行います。
よろしくお願ひいたします。

議 長

(あいさつ)

それでは総会では、会議規則に基づきまして挙手をして自分の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を得てから発言をお願いします。発言は審議に関するものとして要点をおさえ簡潔にお願いします。
この要点をおさえ簡潔にとは、後程事務局の方から追って説明があります。これその他の時にあります。また、議題もしくはその範囲を超えたりしないようご注意くださいと思います。
また、携帯電話はマナーモードもしくは電源を切っていただきたいと思ひます。

次に、議事録署名委員は5番委員と6番委員にお願いします。

いかがですか。ではよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから、報告案件に入ります。

事務局よろしくお願ひします。

事 務 局

議案目録と、2ページの後ろに追加の議案書を置いてますので、差替えをお願いします。

議案書の1ページをお開きください。

議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第30号(番号1番)を読み上げて説明。

議 長

はい、ありがとうございます。

それではこの案件につきまして、担当委員さんの方から説明を。

2 番 委 員

はい。2番佐藤です。

議 長

はい、佐藤さん。

2 番 委 員

議案第30号1番について説明を行います。

譲渡人は〇〇〇〇さん50歳。譲受人は〇〇〇〇さん63歳。

お二人はご夫婦で、夫の〇〇さんの国籍は〇〇〇〇です。今後、相続に関する事柄が発生した場合、手続きが複雑になるため妻の〇〇さんへの所有権移転贈与の申請がなされています。

申請地は、国道210号を湯布院方面行き、途中県道710号方面へ入ります。そこから約7キロ程道なりに進むと〇〇地区があります。〇〇

地区に入ってすぐ左の道に入り、800メートル程進んだ所にあります。現状ですが、良好に管理されていました。今後も今まで通り2人で管理されるとのことでした。

以上につきまして、許可することに問題はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。

この件に関しまして、何か質疑ありましたら。ありませんか。

ちょっと1ついいかな。旦那さんが所有できたというのは大丈夫だった。外国の人で大丈夫なの。

事 務 局

外国の人でも大丈夫です。

議 長

それじゃ、これからも外国の方が土地所有ちゅうことになった時には、規定を満たせば。例えば農業を続けていくとかいうあれを満たせば所有できるちゅうことだよ。そういうことやね。わかりました。

はい、すいません。

2 1 番 委 員

いいですか。そしたら別に譲渡せんでもいいんじゃない。自分が持ちこよるんやき相続の時は面倒くさいと。

2 番 委 員

〇〇〇なので、その書類とかが何かあっちとやりとりをしないとけないと言われてて。

2 1 番 委 員

そういうことか。

議 長

何を栽培しよる。

2 番 委 員

広いんですけどなかなかこう。機械とか持ってないので狭い範囲でちょっと食べるものを育てているぐらいで、特に作って販売とかいうまではいってなくて。年に3回か4回かは草を刈って、何か管理はされているみたいです。

議 長

わかりました。

他ありませんか。ないようでしたら、この件に関して賛成の方、挙手をお願いします。

はい、全員賛成ということで承認されました。

続きまして議案第31号、農地利用集積等推進計画について、皆さんに事前に行っているかと思いますが、何かこれについてご意見ある方。

ありませんか。

一 同

ありません。

議 長

ないようでしたら、この件について承認される方挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

では続きまして、先程事務局から言われました32号、農地法第46条の規定による国有財産の売却に係る意見照会について事務局より説

明をお願いします。

事務局

議案書の3ページをお開きください。

議案第32号、農地法第46条の規定による国有財産の売り払いに係る意見照会について、番号1番申請者大字〇〇〇〇〇〇〇〇さん。所在地番大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇〇。登記現況田。面積は121㎡です。場所は、令和7年第4回農業委員会総会にて、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ所有権移転売買された農地に隣接しております。形状としましては畦となっております。〇〇〇〇さん同士の関係は、叔父と甥です。当時国土調査の立ち会いの時に、農林水産省の土地を何処に置こうかとなり、土地を管理されていた〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇番〇〇〇の横にと承諾したそうです。

その当時払い下げの話をしたそうですが、〇〇〇〇さんが農業を営むものと認められず現在まできた経過があり、所有者である〇〇〇〇さんが認定農業者であり、耕作養畜の事業を行っていることから、今回国有財産の売り払いについて、農地法第95条第1項当該売り払い対象者となる農地または採草放牧地を取得して、当該農地または採草放牧地について、耕作または養畜の事業を行うことが認められるものとして意見を求められています。以上です。

議長

はい、それでは審議します。

何方か質問のある方は。

はい。

21番委員

21番田吹です。

議長

21番。

21番委員

対価はいくらなんですか。国有財産の。

事務局

対価までは照会文書には。農政局からこの人に払い下げたいんで、払い下げるのが適正かどうか委員会に諮ってもらえませんかということとで照会がきています。

議長

ここで承認されたら対価が決まるちゅうこと。

事務局

そこまでは文書には載っていなかったの。

議長

ここで承認されんことには、これが次に行かんやろうき。

いいですか。何で国有地がこういうふうに残ったのかちょっと説明してもらった方がいいかと。

事務局

すいません。地図を印刷してないんですけど。

〇〇〇〇さんの所有するこの畔だけが国有地になっていて、当時この地番がどこかにあるので絶対どこかに入れないといけないということで、周辺の方々が承諾しなかったの、仕方なく〇〇〇〇さんがもうここに

ということで入れたそうなんです。

なので、〇〇さんが今回農地を所有したので、払い下げできないかっていう話を当時してたので、再度協議したようにあります。

議 長

昭和40年代に千町無田は基盤整備したんよ。基盤整備して結局これだけ面積が余ったのでは。

誰のともならないことになって、どっかにひっつけないよ。

それでこの畔に持っていったんじゃない。

事務局 長

地域調査の時は、現況の字図と同じように位置に入れていかないといけないんですよ。なのでその字図の中に、やはりそういった筋が残ってたんだろうと思います。その当時地籍調査の委員をした、〇〇さんがもうここにとりあえず形だけ作りましょうということで、それで国土調査を終わらせたという関係で。

議 長

その当時はおじさんの名義やったんよね。

事務局 長

はい。

議 長

農業をしてないから駄目ということで、甥っ子の方が買って私のところでという話になったと。そういうことです。他に質問ありませんか。

ないようでしたら承認される方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

本件は原案の通り承認することに決定いたしました。本日の議案は以上となります。